

とくていひえいりかつどうほうじん ていかん
特定非営利活動法人 リーぱ 定款

だいいちしょう そうそく ほうじん
第一章 総則(この法人について)

ほうじん なまえ
(法人の名称)

だいいちしょう ほうじん なまえ とくていひえいりかつどうほうじん
第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人 リーぱ といたします。

ほうじん じむしょ
(法人の事務所)

だいいちしょう ほうじん じむしょ あいちけん なごや してんぱくくいぐちにちようめ ばんち ぎょう
第2条 法人の事務所は、愛知県名古屋市長白区井口二丁目701番地サンスカイマンション105号にお
 きます。

だいにしょう もくてき じぎょう なん なに
第二章 目的および事業(何のために、何をするか)

ほうじん もくてき
(法人の目的)

だいいちしょう ほうじん ひと じんせい しゅやく しょうがい なんさい
第3条 この法人は、どんな人でも人生の「主役」になれるよう、障害があってもなくても、何歳になっても、
 「地域の中で楽しく働き、安心して暮らしていきたい」という、ひとりひとりの「想い」や「個性(その人らし
 さ)」を大切にし、お互いに助けあえる地域社会を、いろいろな人たちと一緒に作っていくことを目的にし
 ます。

とくていひえいりかつどう しゅるい
(特定非営利活動の種類)

だいいちしょう ほうじん とくていひえいりかつどうそくしんほう ほうりつ あと ほう き
第4条 この法人は「特定非営利活動促進法」という法律(この後では「法」といいます)に決められている
 「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」をします。

ほうじん じぎょう
(法人の事業)

だいいちしょう ほうじん だいいちしょう もくてき たつせい つぎ じぎょう
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をします。

- (1) 特定非営利活動に係る事業(お金もうけを目的としない本来の活動)
- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サー
 ビス事業
- ② 誰もが主体的に働ける仕事の場を創って運営する事業
- ③ 地域のいろいろな人が知り合うきっかけを作る事業
- ④ その他、目的の達成のために必要な事業

だいさんしょう かいいん ほうじん かつどう きんか ひと
第三章 会員(法人の活動に参加する人たちについて)

かいいん しゅるい
(会員の種類)

だいいちしょう ほうじん かいいん つぎ とお せいかいいん ほう さだ しゃいん
第6条 この法人の会員は、次の2通りあります。なお、正会員をもって、法に定められている社員としま
 す。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛成して、この法人の活動に積極的に参加するために入会した
 個人や団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛成して、お金などをだして活動を応援するために入会した個人
 や団体

2 正会員ができて、賛助会員ができないことなどは、別のところに書いてあります。

かいいん ほうほう
(会員になる方法)

だい じょう ほうじん もくてき さんせい かいいん ひと だれ かいいん
第7条 この法人の目的に賛成して、会員になりたい人は、いつでも、誰でも会員になれます。

かいいん にゅうかいもうしこみしょ なまえ じゅうしょ か ほうじん だい かいいん せいとう りじょう
2 会員になるには、入会申込書に名前と住所などを書いて、法人の理事長に出してください。理事長は、正当な理由がない限り、その人の入会を認めなくてはなりません。

なほ りじょう ひと にゅうかい みと できるだけ はや にゅうかい みと
なお、理事長が、その人の入会を認めないときは、できるだけ早く、入会を認めないということと、その認めない理由をわかりやすく紙に書いて、本人にそのことを伝えなければなりません。

かいいん だい じょう か かいいん しゅるい せいかいいん さんじょかいいん かいいん
3 会員になるときは、第6条に書いてある会員の種類(正会員または賛助会員)のうち、どちらの会員になるのか決めます。

ねんかいひ
(年会費)

だい じょう かいいん まいとし ねんかいひ ねんかいひ がく りじかい ていあん そうかい き
第8条 会員は毎年、年会費を払わなければいけません。年会費の額は、理事会が提案して、総会で決めます。

かいいん や
(会員が辞めるとき)

だい じょう かいいん や たいかいもうしこみしょ なまえ か ほうじん りじょう や
第9条 会員を辞めたいときは、いつでも、退会申込書に名前などを書いて法人の理事長にだせば、辞めることができます。

かいいん かいいん
(会員が会員でなくなるとき)

だい じょう かいいん つぎ あ かいいん
第10条 会員が次のどれかに当てはまるときは、会員でなくなります。

- (1) 第9条にある退会申込書を出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、また、団体のときはその団体が解散したとき。
- (3) 会費を2年以上払わなかった会員について、理事会がその会員を辞めることにすると決めるとき。
- (4) 第11条に書いてある理由で、法人の理事長から、会員を辞めるように言われたとき。

かいいん や
(会員を辞めさせられるとき)

だい じょう かいいん つぎ あ ひと かいいん や そうかい はな あ き
第11条 会員が次に当てはまるときは、その人について会員を辞めさせるかどうかを総会で話し合い、決めます。そのときは、決める前に、その会員の話を聞かなければいけません。

- (1) この定款を守らなかったとき。
- (2) この法人の評判をひどく落とすようなことをしたり、法人の目的に合わないことをしたとき。

ほうじん はら かね しなもの
(法人に払ったお金や品物)

だい じょう いちどほうじん はら かいひ き ふ かね しなもの りゆう かえ
第12条 一度法人に払った会費や、寄付したお金・品物は、どういう理由があっても返しません。

だいよんしやう やくいん しょくいん
第四章 役員および職員

やくいん
(役員)

だい じょう ほうじん つぎ やくいん
第13条 この法人には、次の役員をおきます。

- (1) 理事 6人以上10人まで
 - (2) 監事 1人以上2人まで
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人までを副理事長とします。

やくいん えら かた
(役員を選ぶ方)

だい じょう やくいん りじ かんじ そうかい せいかいいん なか えら
第14条 役員(理事と監事)は、総会で、正会員の中から選びます。

- 2 賛助会員は、役員になれません。

- 3 役員には、配偶者及び3親等以内の親族を、一人だけ加えることができます。
- 4 監事は、この法人の理事や職員になれません。
- 5 理事は、理事の中から理事長と副理事長を相談して選びます。

(役員の仕事)

- 第15条 理事長は、この法人の代表者となって、法人の活動を取りまとめます。
- 2 副理事長は、理事長の仕事の手伝いをします。また、理事長がその活動ができなくなったときは、理事長があらかじめ決めた順番で、理事長の仕事の代わりをします。
- 3 理事は、理事会のメンバーになります。また、この定款に書いてあることや理事会で決まったことになって、この法人の活動をすすめます。
- 4 監事は、次の仕事をします。
- (1) 「理事の仕事についての監査」 理事の仕事が間違っていないか、または、法律やこの定款に違反するようなことなどをしていないかを調べ、確認します。
- (2) 「法人の財産についての監査」 この法人の財産の状況を調べ、確認します。
- (3) 「理事の仕事についての監査」「法人の財産についての監査」をした結果、もし、間違っていることを見つけたり、法律などに違反することで重大なことを見つけたりしたときには、総会で会員に報告するか、愛知県知事に報告します。
- (4) 監査の報告をするために必要があるときは、総会を開きます。
- (5) 「理事の仕事についての監査」「法人の財産についての監査」について、理事に意見をいったり、必要があるときは理事会を開くように求めます。

(役員が役員である期間)

- 第16条 役員は、選ばれてから2年間、その仕事をします。2年間経って、また役員に選ばれてもかまいません。
- 2 途中から役員になった人は、前の人または今の役員が役員をすることになっていた日まで、役員をします。
- 3 役員は第16条の1項と2項の規定に関係なく、次の役員が決まっていな場合は、役員をすることになっていた最後の日を超えた次の総会が終わるまで、役員をすることができます。(後任の役員が選任されていない場合の役員任期の伸長)

(役員が足りなくなったとき)

- 第17条 理事または監事のうち、それぞれの3分の1を超える人が理事または監事でなくなったときにはそのままにせず、すぐに新しい役員を選ばなくてははいけません。

(役員を辞めさせるとき)

- 第18条 役員が次に当てはまるときは、その人について役員を辞めさせるかどうかを総会で話し合い、決めます。そのときは、決める前に、その役員の話の話を聞かなければはいけません。
- (1) 重い病気になって、役員としての仕事ができなくなったとき。
- (2) 悪いことをしたときや、役員としてすべきことをしないとき。

(役員の報酬)

- 第19条 役員のうち、その3分の1(例:6人だったら2人まで)の役員は、理事会の決定により、報酬をもらうことができます。
- 2 役員は全員、この法人の活動のためにかかった交通費などのお金(実費)はもらうことができます。

(職員)

第20条 この法人の事務・事業に必要な人を職員として雇うことができます。

2 職員は、理事長が誰を雇うか決めることができます。辞めさせることもできます。

3 職員には、給料を払うことができます。給料の額などは、理事会で決めます。

第五章 総会について

(総会の種類)

第21条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類があります。

(総会に参加する人)

第22条 総会は、正会員全員が参加する、この法人で一番大切な話し合いです。

2 賛助会員など正会員でない人も、総会に参加して意見を言うことはできますが、賛成か反対かを定めることはできません。

(総会で決めること)

第23条 次のことについて決めるときは総会での話し合いによって決めます。

- (1) 定款を変えること。(定款の変更)
- (2) この法人を解散すること。
- (3) 他の法人と一緒にすること。(合併)
- (4) 法人が何をやるかという計画や法人で使うお金の予定についてのこと。(事業計画及び収支予算)
- (5) 前の年度の活動とお金の計算についての報告と確認をすること。(事業報告及び収支決算)
- (6) 役員を選ぶことや辞めさせること。(役員を選任または解任)
- (7) その他、この法人を動かしていくのに、とても大切なこと。

(総会の開催)

第24条 総会は、正会員全員のうち、半分以上の人が出席しないと、開くことができません。

2 通常総会は、1年に1回開きます。

3 臨時総会は、次のどれかのときに開きます。

- (1) 理事会が、開くことを求めたとき。
- (2) 正会員のうち5分の1以上の人が、紙に書いて、臨時総会を開くよう求めたとき。
- (3) 監事が総会を開くよう求めたとき。(第15条第4項第4号の規定による)

(総会の開催の案内)

第25条 総会の開催の案内は、理事長が出します。ただし、監事が総会を開く場合は別です。

2 正会員のうち5分の1以上の人から総会を開くように求められたら、理事長は、必ず30日以内に総会を開かなくてははいけません。

3 総会の開催の案内には、いつどこで開くかということ、なにを話し合いたいかということ、なにを決めたいかということを書いて、遅くとも、1週間前には会員に届くように案内しないといけません。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長か、または理事長が選んだ人がすることにします。

(総会での決め方)

第27条 総会で何かを決めるときは、出席した正会員のうち、半分以上の人が賛成した方の意見に決

まります。賛成と反対が同じ数の時は、もう一度話し合ったあとに決め直しますが、どうしても決まらなければ、議長が決めた方にします。

(そのほか総会のこと)

第28条 総会で何かを決めるとき、正会員は誰もが平等に扱われます。

2 どうしても総会に出席できない正会員は、総会が開かれる前に、賛成か反対かを紙に書いて出すことができます(このことを「書面表決」といいます)。また、総会に出席する他の正会員に自分の代わりに意見を表してもらうことを、紙に書いて出すことができます(このことを「委任表決」といいます)。

3 書面表決及び委任表決をした正会員は、出席した人と同じにします。

4 総会で何かを決めるときに、その内容について特別に、損や得があるような正会員(特別な利害関係がある人)は、その決定に参加できません。

(議事録)

第29条 総会をしたときは、次のことを書いた議事録を作らなければいけません。

(1) 総会を開いた日時と場所

(2) 正会員全員の数とそのうち出席した人数(また、前条第2項で書いてあるように、書面表決または委任表決をした会員がいた場合のそれぞれの人数)

(3) 話し合うことがら(審議事項)

(4) 話し合いの内容と決まったことがら

(5) 議事録の内容が間違っていないか確認する人(議事録署名人)を選んだ方法と結果について

2 その総会に出席した正会員のなかから議事録署名人2人以上を選び、議長と議事録署名人が議事録の内容を確認し、間違っていないことが分かったら、自分の名前を書き、印鑑を押します。

第六章 理事会について

(理事会に参加する人)

第30条 理事会は、理事が集まって、話し合います。

2 理事会には、理事以外の人も出席をして意見を言うことができます。ただし、理事でない人は、何かを決めることはできません。

(理事会ですること)

第31条 理事会では、次のことを決めます。

(1) 総会で、決められた活動の進め方

(2) 総会で話し合う内容を決めること

(3) 活動計画や法人で使うお金の予定を変更すること

(4) お金の使い方を決めること

(5) 会費の額の提案

(6) そのほか、総会で決める必要がないことについて決めること

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次のときに開きます。

(1) 理事長が、必要と認めたとき

(2) 理事のうち3分の1以上の人(一人)が、理事会を開きたいと、紙に書いて求めたとき

(3) 監事が、理事会を開くよう求めたとき(第15条第4項第5号の規定による)

（理事会の開催の案内）

第33条 理事会は、理事長が案内を出して、理事を集め、開きます。

2 前条第2号及び第3号の場合で理事会をするとき、開きたいと求めた日から30日以内に、理事長は、理事会を開かなければいけません。

3 理事会の開催の案内には、いつどこで開くかということ、なにを話し合いたいかということとなにを決めたいかということを書いて、遅くとも、1週間前には、理事に届くようにしないといけません。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長か、または理事長が決めた人がすることにします。

（理事会での決め方）

第35条 理事会で何かを決めるときは、出席した理事のうち、半分を超える人が賛成した方の意見に決まります。賛成と反対が同じ数の時は、もう一度話し合ったあとに決め直しますが、どうしても決まらなければ議長が決めた方にします。

（そのほか理事会のこと）

第36条 理事会でなにかを決めるとき、理事は誰もが平等に扱われます。

2 どうしても理事会に出席できない理事は、理事会が開かれる前に、賛成か反対かを紙に書いてだすことができます（このことを「書面表決」といいます）。

3 書面表決をした理事は、出席した人と同じにします。

4 理事会で何かを決めるときに、その内容について特別に、損や得があるような理事（特別な利害関係がある人）は、その決定に参加できません。

（議事録）

第37条 理事会を開いたときは次のことを書いた議事録を作らなければいけません。

- (1) 理事会を開いた日時と場所
- (2) 理事全員の数とそのうち出席した人数と名前（また、第36条第2項に書いたように、書面表決をした理事がいる場合のそれぞれの人数）
- (3) 話し合うことがら（審議事項）
- (4) 話し合いの内容と決まったことがら
- (5) 議事録の内容が間違っていないか確認する人（議事録署名人）を選んだ方法と結果について

2 その理事会に出席した理事のなかから議事録署名人2人以上を選び、議長と議事録署名人が議事録の内容を確認し、間違っていないことが分かったら、自分の名前を書き、印鑑を押します。

第七章 資産及び会計（法人が活動するためのお金や品物（資産）とその取り扱いについて）

（法人が活動するためのお金や品物）

第38条 この法人の持っているお金や品物（「資産」といいます）については、次のとおりです。

- (1) 法人を始めるときの財産目録に書いてある資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付されたお金や品物
- (4) 法人の事業によって得た収入
- (5) 財産を持っていることで生まれた利子などの収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の2種類とします。

(法人のお金や品物の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理します。どのように管理するかは、総会で決めて、理事長が別に定めます。

(会計の決まりごと)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に書いてある決まりごとにならって行います。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び、その他の事業に関する会計の2種類とします。

(法人の活動計画やそのためのお金の予定(予算)、および予算が決められないとき(暫定予算))

第43条 この法人の活動計画やそのために使うお金の予定(予算)については、理事会で話し合い、総会で決めます。

2 第1項の規定に関係なく、やむをえない理由によって予算が決められない時は、理事長は理事会の決定によって、予算成立の日まで前の事業年度の予算にそって、収入支出をすることができます。
(暫定予算)

(予備費について)

第44条 この法人の予算の中に、足りなくなったら使うためのお金(予備費)を用意しておくことができます。

2 もし、お金が足りなくなると予備費を使いたい場合は、理事会で話し合っ決めてなければいけません。

(予算を増やしたり変えたりすることについて)

第45条 年度の途中で、どうしても予算を変えなくてはいけないときには、増やしたり内容を変えたりできます。その場合、理事会で話し合っ、予算を変えることを決めなければいけません。

(活動の報告とお金をどう使ったかの報告など)

第46条 この法人の活動の結果については、一年ごとに、できるだけ早く、理事長が次のような報告書を作らなくてはなりません。

- (1) 事業報告書 どういう活動をしたかの報告
- (2) 活動計算書 どういう収入があり、どうい支出があったのかの報告
- (3) 貸借対照表 法人の資産と負債(借金)の様子をまとめたもの
- (4) 財産目録 法人の持っている財産を一覧にしたもの
- (5) その他 (理事会が必要と認めた書類)

2 これらの報告書は、監事に見てもらい、さらに総会で内容に間違いがないことを認めてもらわなければいけません。

(活動の区切り(事業年度))

第47条 この法人が活動をする一年ごとの区切り(年度)は、毎年4月1日に始まって、次の年の3月31日に終わります。

第八章 定款の変更、解散及び合併(法人の大事な約束の変更など)

(定款を変えるとき)

第48条 この法人が、この法人の定款を変えたいときは、総会に出席した正会員の中で、3分の2以上の人が賛成しないと変えられません。また、法第25条第3項に決められていることがらについてはいりませんが、そのほかのことについて変えたいときは愛知県知事の認証(内容が適当であることの確認)をしてもらわなければいけません。

(解散)

第49条 この法人は、次に当てはまるときは解散します。

- (1) 総会で決まったとき
- (2) 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったとき
- (3) 正会員がたくさん減って、法律で決められた会員の数に足りなくなったとき
- (4) 合併(他の特定非営利活動法人と一緒にやっていくことになったとき)
- (5) 破産(借金が増えたりしてお金のやりくりがつかなくなって、裁判所に手続きをして破産宣告されたとき)
- (6) 愛知県知事から設立の認証を取り消されたとき

2 総会の決定により法人が解散するときは、正会員全員の4分の3以上の人が法人が解散することに、賛成をしなければいけません。

3 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったという理由で、法人が解散するときは、愛知県知事の認定(内容が適当であることの確認)をしてもらわなければいけません。

(解散するときに残っているお金や品物をどうするか)

第50条 この法人が解散するときに、この法人で使うつもりだったお金や品物があるときは、法第11条第3項に決められていることに従い、解散を決める総会で決めた相手に譲ります。

(合併(他の法人と一緒にすること))

第51条 この法人が他の特定非営利活動法人と一緒になろう(合併)とするときは、総会を開き、このとき出席した正会員のうち4分の3以上の人が賛成した後、愛知県知事に認証(内容が適当であることの確認)をしてもらえば、合併できます。

第九章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、掲示場と官報でします。

第十章 雑則(その他の決まりごと)

(細則(定款についての細かい決まり))

第53条 この法人の定款の細則は、理事会で何を定めるかを決めたあとで、理事長が定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人が正式にできた日(成立の日)から使います。
- 2 この法人ができたときの最初の役員は、次に書いた人たちです。
理事長 藤井大川

ふくりじちよう 副理事長	たきかわひろやす 瀧川裕康
ふくりじちよう 副理事長	たなかよしゆき 田中由幸
りじ 理事	まつおか つよし 松岡 毅
りじ 理事	くずやきよあき 葛谷潔昭
りじ 理事	あんどうたくお 安藤拓生
かんじ 監事	おおやまきなえ 大山早苗

3 この法人ができたときの役員^{やくいん}の任期^{にんき}は、第16条^{だいじゅうだいこう}第1項^{かんけい}とは関係なく、法人^{ほうじん}ができた日^ひから2007年^{ねん}6月^{がつ}30日^{にち}までとします。

4 この法人^{ほうじん}ができたときの事業^{じぎょう}計画^{けいかく}や予算^{よさん}は、第43条^{だいじゅうさんかんけい}とは関係なく、設立^{せつりつ}総会^{そうかい}で決めたとおりとします。

5 この法人^{ほうじん}が作^{つく}られた最初^{さいしよ}の事業^{じぎょう}年度^{ねんど}は第47条^{だいじゅうしちかんけい}とは関係なく、法人^{ほうじん}ができた日^ひから2006年^{ねん}3月^{がつ}31日^{にち}までとします。

6 この法人^{ほうじん}ができた最初^{さいしよ}の年会^{ねんかい}費^ひは、第8条^{だいじゅうはつかんけい}とは関係なく、次^{つぎ}に書^かいた額^{がく}とします。入会^{にゅうかい}金^{きん}はありません。

(1) 正会^{せいかい}員^{いん}年会^{ねんかい}費^ひ 個人^{こじん} 一口^{ひとくち} 3,000円^{えん} 団体^{だんたい} 一口^{ひとくち} 10,000円^{えん}

(2) 賛助^{さんじょ}会^{かい}員^{いん}年会^{ねんかい}費^ひ 個人^{こじん} 一口^{ひとくち} 3,000円^{えん} 団体^{だんたい} 一口^{ひとくち} 10,000円^{えん}

7 この定款^{ていかん}は、2011年^{ねん}11月^{がつ}8日^{にち}に改正^{かいせい}し、愛知^{あいち}県^{けん}知事^{ちじ}の定款^{ていかん}変更^{へんこう}の認証^{にんしょう}を受け^うけた後^{あと}に効力^{こうりよく}を発^{はつ}します。

8 この定款^{ていかん}は、2013年^{ねん}6月^{がつ}18日^{にち}に改正^{かいせい}し、愛知^{あいち}県^{けん}知事^{ちじ}の定款^{ていかん}変更^{へんこう}の認証^{にんしょう}を受け^うけた後^{あと}に効力^{こうりよく}を発^{はつ}します。